

所沢市告示 第 2 0 8 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 2 1 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 8 年 4 月 1 7 日

所沢市長 小野塚 勝 俊

1 対象となる特定計量器

ひょう量が 2 5 0 k g 以下の非自動はかり、分銅及びおもり
（電気式はかりを除く。）

2 検査期日及び検査場所並びに実施区域

検査期日	検査場所	実施区域
6 月 3 日（水）	市民武道館	新所沢地区、新所沢東地区、 並木地区、富岡地区、松井 地区、柳瀬地区
6 月 4 日（木）	松井まちづくりセンター	

3 検査時間

午前 1 0 時から午後 3 時まで（正午から午後 1 時を除く。）